

落札後の手続きの流れ（自動車）

1. 戸沢村連絡先へお電話ください

(1) 入札期間終了後、戸沢村が最高価申込者（落札者）となった方へメールを送信し、その公売財産の売却区分番号、整理番号、戸沢村連絡先などをお知らせします。

※このメールは、入札終了後に送信します。入札された Yahoo! JAPAN ID でログインした公売物件詳細画面に「落札しました」と表示されているにもかかわらず、メールが届かない場合には、同じ画面で落札後連絡先を確認し、ご連絡ください。

(2) メールに記載された戸沢村連絡先に電話してください。戸沢村職員に売却区分番号、整理番号、住所（所在地）、氏名（名称）、日中の連絡先などを連絡してください。買受代金の納付方法等今後の手続きについて戸沢村職員がご説明します。

(3) 落札者本人以外（代理人）が買受代金の納付、必要書類の提出及び公売財産の引き渡しを受ける場合は⇒5 代理人が落札後の手続きを行う場合をご確認ください。

2. 買受代金などの納付

(1) 納付していただく金額

買受代金

$$\text{買受代金} = \text{落札価額} - \text{公売保証金額}$$

(2) 買受代金納付期限までに買受代金全額の納付を戸沢村が確認できることが必要です。

(3) 買受代金納付期限は、戸沢村から送信するメール若しくは公売物件詳細画面でご確認ください。

(4) 買受代金の納付方法は以下のとおりです。

ア. 銀行振込

※ 振り込みは、電信扱いに限ります。

※ 戸沢村から送信するメールで振込先口座をお知らせします。

※ 買受代金を振り込んだ日から戸沢村が納付を確認するまで3開庁日程度かかることがあります。

※ 振込手数料は、落札者の負担となります。

※ 類似の口座名にご注意ください。

イ. 現金書留での送付による納付（買受代金の金額が50万円以下の

場合に限りです。)

※現金書留の郵送料は、落札者の負担となります。

ウ. 戸沢村に直接持参(現金又は郵便為替)

※郵便為替により公売保証金を納付する場合、郵便為替証書は発行日から起算して175日を経過していないものに限りです。

- (5) 買受代金納付期限までに戸沢村が買受代金の納付を確認できない場合、落札者はその公売財産を買い受けることができなくなり、事前に納付された公売保証金は没収されます。
- (6) 落札者本人以外(代理人)が買受代金などの納付を行う場合は⇒**5 代理人が落札後の手続きを行う場合**をご確認ください。

3. 必要書類の提出

- (1) 以下の書類を戸沢村に提出してください。

※ 必要書類の提出先は、入札期間終了後に落札者となった方へ送信するメールにて確認ください。

ア. 戸沢村が落札者へ送信したメールを印刷したもの。

イ. 買受代金納付書

ウ. 落札者が個人の場合、住民票

エ. 落札者が法人の場合、法人の商業登記簿謄本

オ. 所有権移転登録請求書

カ. 自動車保管場所証明書

キ. 移転登録等申請書(第1号様式(OCRシート))

ク. 自動車検査登録印紙(500円)を貼付した手数料納付書

ケ. 落札者の印鑑証明書

※ 発行後3ヶ月以内のものに限りです。

コ. 郵便切手(1,500円分)

※ 落札者の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局及び自動車検査登録事務所が東北運輸局山形運輸支局以外の場合のみ必要です。

- (2) 必要書類は、郵送(郵送料は落札者の負担)若しくは直接戸沢村に持参してください。

- (3) 落札者本人以外(代理人)が必要書類の提出を行う場合は⇒**5 代理人が落札後の手続きを行う場合**をご確認ください。

4. 公売財産の引き渡し・登録移転

- (1) 戸沢村の案内に従い、公売財産の引渡しを受けてください。
- (2) 戸沢村は、買受代金納付期限までに買受代金の納付を確認できた場合、公売参加申込時に入力された内容及び提出された書類をもって権利移転の手続き（移転登録等の嘱託）を行います。
- (3) 落札者の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局及び自動車検査登録事務所が東北運輸局山形運輸支局以外の場合は、差押抹消登録・移転登録等の嘱託は郵送にて行います。
- (4) 落札者の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局及び自動車検査登録事務所が東北運輸局山形運輸支局以外の場合などには、落札ご自身で、自身の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局などに当該自動車を持ち込んでいただく必要があります。
- (5) 売却決定後、戸沢村が買受代金の納付を確認した後に引渡しを受けることが可能となります。
- (6) 買受代金納付時に公売財産の引渡しを受けない場合、「保管依頼書」を提出してください。なお、この場合には別途保管料を負担していただくことがあります。
- (7) 引渡場所は、原則、公売物件詳細画面の「保管場所」となります。
- (8) 詳細は、入札期間終了後にいただく電話等で説明します。
- (9) 落札後の注意事項をご確認ください。
- (10) 落札者本人以外（代理人）が公売財産の引渡しを受ける場合は⇒ **5 代理人が落札後の手続きを行う場合**をご確認ください。

5. 代理人が落札後の手続きを行う場合

落札者本人が買受代金の納付、必要書類の提出及び公売財産の引渡しを受けることができない場合、代理人がそれらの手続きを行うことができます。

代理人がそれらの手続きを行う場合、以下の書類をご提出ください。

- ア. 委任状
- イ. 落札者本人の住所証明書（住民票・免許証の写しなど）
- ウ. 落札者が法人の場合は商業登記簿謄本
- エ. 代理人の身分証明書（運転免許証など本人確認できるもの）
※ 落札者が法人で、その法人の従業員の方が買受代金の納付等を行う場合も、その従業員が代理人となり、委任状等が必要となります。
- オ. 戸沢村が落札者へ送信したメールを印刷したもの。
- カ. 買受代金納付書
- キ. 代理人の印鑑